

安全第一☆最上地区第1回安全パトロール実施

8月21日(金)、山形河川国道事務所事故防止対策委員会による最上地区の安全パトロールを実施しました。発注者・請負者などおよそ70名の関係者が参加しました。

第1回目には、新庄市の戸澤神社で今年度の無事故を願って安全祈願をしていただいております。例年はその後、現場のパトロールを行うのですが、当日はあいにくの雨のため、現場パトロールは中止しました。東山スポーツハウスにおいて、労働災害防止の講話を聞きました。



戸澤神社での安全祈願。

工事の無事を祈るとともに、関係者一同、気を引き締めて施工していきます。



△大勢の現場代理人の方に参加していただきました



△新庄労働基準監督署の梅木様より「災害の防止について」講話をいただきました

平成21年版

最上地域における労働災害の現況



新庄労働基準監督署

リスクアセスメントをやってみよう

危険性又は有害性等の調査等に関する指針

生産工程の多様化・複雑化が進捗するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されるなど、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難となっています。このため、法令に規定される最低基準としての災害防止対策を遵守するだけでなく、自主的に様々な事業種の危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じることが求められています。本指針は、労働安全衛生法第28条の2に基づいて、各事業種においてこれらの措置が適切に実施されるよう、その基本的考え方及び実施事項を定めたものです。

RISK ASSESSMENT

厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署

第7次粉じん障害防止総合対策について



新たに人の健康に及ぼすおそれのある粉じん、粉じん障害防止規程が制定された野村の9年と比べ、大粒の粉じん、平成11年においてはほぼ2倍人と増えているものの、近年は概ね減少傾向にあります。厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、第7次粉じん障害防止総合対策（年度別事業種→対応の事業種）を策定し、本年10月、事業種別に対応がはじまる。この対応方針に基づき、粉じん障害防止のための施策を実施するとともに、粉じん作業に従事する労働者のため、事業者が講じるべき対策を徹底してまいります。

- 第7次粉じん障害防止総合対策の重点事項
- 1 新工場の建設工事における粉じん障害防止対策
 - 2 アーク溶接作業にかかる粉じん障害防止対策
 - 3 金属等の粉末作業にかかる粉じん障害防止対策
 - 4 粉塵後の健康管理

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

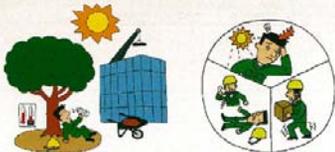
職場における熱中症の予防について

①熱中症とは

熱中症は、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称であり、表1のような様々な症状が現れます。

表1 熱中症の症状と分類

分類	症状	重症度
Ⅰ軽症	めまい、失神 （「立ちくらみ」という状態です。動脈の血流が脳に届かず起こったことによるもので、「脱水症」ではありません） 熱内傷・熱射病の徴候 （「熱射病」の発症の前兆として、その部分の痛みを伴います。皮膚に汗が滲み（立ちくらみ感）の発症より先です。これを「熱内傷」と呼ぶこともあります。） 大量の発汗	↑
Ⅱ重症	痲痺・気分不良・吐き気・嘔吐・めまい・頭痛 （痲痺が生じたり、歩行が不安定になったり、顔面から「熱射病」といわれている状態です。）	
Ⅲ重症	意識障害・けい攣・手足の硬直現象 （呼吸が浅く荒い呼吸がおこし、顔が青ざついたり引きつりがある。自覚なくもない。歩行が不安定など。） 痲痺 （痲痺を伴った痲痺という状態があります。従来から「熱射病」や「重症の熱射病」と言われていたものがこれに相当します。）	↓



厚生労働省労働基準局・都道府県労働局・労働基準監督署

労働安全衛生規則（足場等）が改正されました

建設業等において、高所からの墜落・転落による労働災害が多発していることから、今般、足場等からの墜落防止等の対策の強化を図るため、足場、架設通路及び作業用台からの墜落防止指針等に関し、労働安全衛生規則の一部が改正されました。改正された規則は平成21年6月1日から施行されます。

改正のあらまし

- Ⅰ 足場からの墜落防止措置等の充実
 - ・足場の種類に応じた次の墜落防止措置が必要になります。
 - ※ わく足場
 - 交差部か下部のすき間からの墜落を防止するため、交差部か下に「下さん」や「欄木」等の設置、又は、「手すりわく」の設置
 - ※ わく足場以外の足場（一腳足場を除く）
 - 手すりの下部からの墜落を防止するため、「高さ85センチメートル以上の手すり」に加え、「巾5センチ」等の設置
 - ・物体の落下防止措置として、「欄木」「メッシュシート」「防網」の設置等が必要になります。
 - Ⅱ 足場の安全点検等の充実
 - ・足場の点検についての指針が新たに定められます。
 - ・ 当日の作業開始前に「手すり等の取付けはしりや脱落の有無の点検」の実施
 - ・ 毎天候等後に実施する点検内容等の取扱いとその保存
- ※ 足場と同様に架設通路や作業用台についても改正され、取扱いの規定が設けられます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



△これら全てが労働災害防止につながります。しっかりと活用したいと思います。
発注者・受注者一同、安全に工事をすすめていきます。

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など
どんどんお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchu/obaiji/index.html>

〒999-4221
山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1
TEL. 0237-23-2521
FAX. 0237-23-2523



8月の出張所通信

- 8-1. 亀割観音通町内会：除草作業を行いました
- 8-2. 優良工事施工会社の表彰が行われました
- 8-3. 花のかけはし：除草作業を行いました
- 8-4. 東根市生涯学習神町地区民会議：除草作業を行いました
- 8-5. 村山大橋ジョイント部分の補修が完了しました
- 8-6. 夏の交通安全県民運動に参加しました
- 8-7. みなさまから寄せられた「お客様の声」を紹介しします（7月）
- 8-8. 道路パトロールでの路面補修を紹介しします
- 8-9. 村山バラの会：バラの剪定、肥料撒きをしました